

第10回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年10月4日(月)
開会 15時00分
閉会 16時00分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 3番 鶴田 裕幸

11番 松永久美子

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	岩野 江利子
書記	江口 裕典		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第49号	農地法第5条の申請について	8件
議案第50号	農地法第4条の申請について	2件
議案第51号	農地法第3条の申請について	8件
議案第52号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について 利用権設定 通年	24件
	期間借地	3件
議案第53号	令和3年第4回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	2件
議案第54号	空き家に付随する農地の指定申請について	1件

8. 報告事項

報告第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件
報告第19号	農地等の形質変更届出について	1件

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。</p>																														
議長	<p>それでは、ただいまより第10回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は3番 鶴田 裕幸委員、11番 松永 久美子委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="391 728 1340 1198"> <tr> <td>議案第49号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第50号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第51号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第52号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 期間借地</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第53号</td> <td>令和3年第4回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第54号</td> <td>空き家に付随する農地の指定申請について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" data-bbox="391 1299 1292 1422"> <tr> <td>報告第18号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第19号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第49号	農地法第5条の申請について	8件	議案第50号	農地法第4条の申請について	2件	議案第51号	農地法第3条の申請について	8件	議案第52号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について			利用権設定 通年	24件		利用権設定 期間借地	3件	議案第53号	令和3年第4回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	2件	議案第54号	空き家に付随する農地の指定申請について	1件	報告第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第19号	農地等の形質変更届出について	1件
議案第49号	農地法第5条の申請について	8件																													
議案第50号	農地法第4条の申請について	2件																													
議案第51号	農地法第3条の申請について	8件																													
議案第52号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について																														
	利用権設定 通年	24件																													
	利用権設定 期間借地	3件																													
議案第53号	令和3年第4回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	2件																													
議案第54号	空き家に付随する農地の指定申請について	1件																													
報告第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																													
報告第19号	農地等の形質変更届出について	1件																													
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第49号 農地法第5条の申請についてですが、まずは65番について審議を行います。65番については〇〇委員が利害関係者である事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは議案第49号 農地法第5条についての申請65番について事務局から説明をお願いします。</p>																														

事務局	<p>議案第49号 65番について御説明します。</p> <p>議案は1ページになります。 図面は1ページから5ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第49号 65番については以上です。</p>
議長	<p>議案第49号 65番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>一般住宅を建てるといことです。雑排水については浄化槽を設置し雨水も道路側溝へ接続されます。隣接者、生産組合長、区長の印鑑もあり、この件については何も問題ないと思います。</p>
議長	<p>65番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請65番については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>議事参与の制限により退席していただいた〇〇委員には着席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第49号 農地法第5条の申請について66番から72番まで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第49号 66番から72番について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、66番になります。 図面は、6ページから11ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p>

事務局	<p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、67番になります。 図面は12ページから20ページになります。 申請地は〇〇地区です。 譲受人が共同住宅建設のための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、68番になります。 図面は21ページから23ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。 譲受人が駐車場及び資材置場のための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、69番になります。 図面は24ページから26ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。 借受人が駐車場設置のための申請です。 なお、〇〇月に営業車等の駐車場用地として許可を受けずに、転用していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、70番になります。 図面は27ページから29ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。 借受人が職員及び来客者用の駐車場設置のための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p>
-----	--

事務局	<p>続きまして、議案の4ページ、71番になります。 図面は30ページから34ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。 農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、72番になります。 図面は35ページから37ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区です。 借受人が土砂仮置き場（一時転用）のための申請です。 期限は令和5年3月31日となっています。令和4年度に申請者が経営されている農業施設の建て替えを予定しており、その際に畦畔除去するため、農地の嵩上げを行う土砂の仮置きとする予定となっています。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地。 許可基準としましては仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。</p> <p>議案第49号 66番から72番までの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは66番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請者の父が来られて、息子が家を建てたいということで説明を受けました。生活排水は下水道へ接続して、雨水は道路側溝へ流されます。隣接者、区長、生産組合長の判もありました。 問題ないと思います。</p>
議長	<p>66番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、67番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここが、ちょっと問題がありまして、隣接者が3人いますけど、3人とも承諾印がありません。大東建託が話に行っても一切受け付け</p>

<p>担当 委員</p>	<p>られないそうです。3軒ともに。 ちょっと聞いたところによれば、この周辺は土地の話になればお互い、「しらん」ということで全くうてあってくれないそうです。</p> <p>3軒の同意が得られなかった理由書を書いてくるように言いました。事務局へ申請書と一緒に提出されています。 下水道も来ておりますし、雨水は既設の埋設管に放流される計画です。生産組合長、区長の判子がありました。 周辺営農に支障はないと思いますので、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>67番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、68番について担当委員から説明をお願いします。</p>
<p>担当 委員</p>	<p>駐車場と資材置き場として整地して利用されるということです。 排水は、これまでどおりで変更ありません。 区長、生産組合長の判もあり、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>68番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、69番について担当委員から説明をお願いします。</p>
<p>担当 委員</p>	<p>先ほどの68番に隣接したところで、申請者も同じです。ここが先に造成して駐車場にしていたということで、始末書が出されていますけども、区長、生産組合長の判もあり、問題はないところと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>69番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、70番について担当委員から説明をお願いします。</p>
<p>担当 委員</p>	<p>近隣の施設が、かさ上げして駐車場にしたいということです。かさ上げ後、用水路も整備されますので、周辺農地への影響はなく、区長さん、生産組合長さんの判もあり、問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>70番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、71番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>〇〇さんの孫娘さんが家を建てたいということでしたので、〇日に区長さん、生産組合長さんと現地に立ち会って、汚水の処理をどうするか確認をしました。隣の家が下水とか雨水を流している排水路がありますので、そこに一緒に流します。ということでしたので、問題ないということで、区長、生産組合長も同意されました。下水については、浄化槽を設置して処理水を排水されます。問題ないと思いますので、審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>71番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、72番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ビニールハウスが老朽化して台風にもつようなハウスに立て替えたいということでした。その時に段差をなくして平らにしたいということでその為に必要な泥の確保ができたので、仮置き場ということです。</p> <p>ハウスの建て替えの時の地上げに使いたいという説明でした。区長さん、生産組合長さんの判もありましたので、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>72番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条 66番から72番までの申請7件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第50号 農地法第4条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第50号について御説明します。</p> <p>議案の5ページ、17番になります。 図面は38ページから39ページになります。 申請地は〇〇地区です。 申請人が植林のための申請です。 なお、〇〇月頃、植林していたとのことで許可を受けずに転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可しうるに該当します。</p> <p>続きまして、議案の6ページ、18番になります。 図面は40ページから43ページになります。</p> <p>申請地は〇〇地区と〇〇地区です。 譲受人が庭及び植林のための申請です。 なお、〇〇月頃に植林、〇〇月頃に庭にしていたとのことで許可を受けずに転用していたとして始末書が添付されております。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第50号 農地法第4条の申請について以上2件です。</p>
議長	17番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	クヌギを植林していたということで、始末書をつけて申請されています。区長、生産組合長の同意もありました。 今年の大雨で、石垣も壊れて耕作は難しい土地になっています。 ご審議よろしくをお願いします。
議長	17番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> <p>特に無いようですので、続きまして18番について申請地が〇〇町と〇〇町になりますので、まず、私から説明をします。その後、〇〇地区の担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	申請者の父が、家の前の畑を庭にしていたみたいです。また、昔みかんを作っていたところに植林をされていたそうです。

担当 委員	区長兼生産組合長の承諾もあり、問題ないと思います。
担当 委員	現地を確認したところ、数 10 年前に植林されたということで杉、ヒノキがかなり大きくなっておりました。周辺も山林ばかりですので、迷惑をかけるようなことはございませんので、区長さん、生産組合長さんも承諾をされていたので問題ないと思います。
議長	18 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第 4 条の申請 2 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第 5 1 号 農地法第 3 条の申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 5 1 号 8 件についてご説明いたします。 議案は 7 ページから 9 ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第 5 1 号 については以上です。
議長	農地法第 3 条の申請については一括審議となっておりますので、議案の 7 ページから 9 ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたらお願いします。 <なし> 無いようですので、議案第 5 1 号 農地法第 3 条の申請 8 件については許可とします。 続きまして、議案第 5 2 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 5 2 号 利用権設定の通年について、御説明します。

	<p>議案の10ページから14ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>借受人が12名、貸付人が24名で、面積は田が66,617㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>申出書を15ページから28ページに掲げております。</p> <p>議案第52号 利用権設定の通年については以上24件です。</p>
議長	<p>議案第52号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年24件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>〇〇さんがこれだけ利用権設定をされていますけど、今貸されている人からトラブルの相談を受けたんですけども、今回の申請の分は、ほんとに耕作されるんですか。誰がするんですか。</p> <p>そこらへんを農業委員会として把握しておかないといけないと思いますけど。</p>
議長	<p>事務局から説明をしていただいていたいいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。事務局より補足いたします。</p> <p>今回の申請地はすべて〇〇町の土地になります。〇〇さんが申請書をもってこられまして、大豆麦を作付けするということでした。</p> <p>現在、〇〇地区で広く借りて作付けされているわけですが、そのうちの大部分について11月末で解約されるといことで手続きを進めています。</p> <p>そこの代わりにここを借りられるということで、受付をしています。</p> <p>播種等の作業については、一部JAに委託するということでした。</p> <p>また、ここは中山間の5期の協定農地でもありますので、しっかり作付けされるということで伺っています。</p>
○番委員	<p>ここ数年、保全管理のみをされているところなので、そこを〇〇さんが借りて作ってみようということになっているようです。</p> <p>確かに、高齢でもありますので、</p>
○番委員	<p>あとからのトラブルがなければ、高齢であっても何も問題ないですけどね。中山間協定農地としてきれいに管理されればいいでしょうけど、そうでなければ、地元でちゃんと管理されている方が迷惑されるからですね。</p>
○番委員	<p>今度、〇〇さんに会った時には、農業委員会でもこういう話があるから、きちんとするように伝えておきます。</p>

議長	他にありませんか。
○番 委員	124から129番について、借賃の記入がありませんが、金額は無しでしょうか？
事務局	はい。無しです。
○番 委員	以前、圃場整備してあるところでも、集落の取り決めで借賃はタダと決めてあると聞いたことがありますので、確認でした。こういうところも増えてきているようですね。
議長	他にありませんか。 <なし> 無いようですので、議案第52号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年24件については申し出のとおりにより決定します。 続きまして、議案第52号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地3件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第52号 利用権設定の期間借地について、ご説明します。 期間借地とは利用権設定期間の内、表作のみ、裏作のみといった限られた期間のみを借受ける場合に設定されます。 議案の29ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。 借受人が2名、貸付人が2名で、面積は田が3,864㎡です。 利用目的、利用権設定期間、期間借地期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。 申出書を30ページから31ページに掲げております。 議案第52号 利用権設定の期間借地については以上3件です
事務局	議案第52号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の期間借地3件について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

	<p>無いようですので、議案第52号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の期間借地3件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第53号 令和3年第4回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第53号 について御説明します。</p> <p>議案は32ページになります。</p> <p>1番については令和2年の農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が市外住民であったため、非農地判断について事前通知を行っていませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地について申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして上程しております。</p> <p>2番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして上程しております。</p> <p>議案第53号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第53号 令和3年第4回農地法第2条第1項「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第53号 令和3年第4回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については申し出のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案54号 空き家に付随した農地の指定申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第54号 について御説明します。</p> <p>これは農地法第3条第2項第5号に関する別段面積（下限面積）を設定し、「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」に基づく空き家に付随した農地について、下限面積1㎡としたことにより申請があったものです。</p> <p>空き家に付随する農地に指定された後は、空き家とともに農地を取</p>

事務局	<p>得される場合、取得要件の下限面積 1 m²が適用されることとなります。</p> <p>議案の 3 3 ページ、4 番になります。 案内図、公図は 3 4 ページになります。 〇〇地区です。 空き家情報バンク登録物件に隣接する農地です。</p> <p>議案第 5 4 号 については以上です。</p>
議長	<p>議案第 5 4 号 空き家に付随した農地の指定申請について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので空き家に付随した農地の指定申請については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 1 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 8 号 について御説明します。</p> <p>議案の 3 5 ページです。 1 件受理しており、解約の事由等、通知の内容は記載のとおりです。</p> <p>報告第 1 8 号 については以上 1 件です。</p>
議長	<p>報告第 1 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第 1 9 号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 9 号 について御説明します。</p> <p>議案の 3 6 ページ、4 番になります。 図面は 4 4 ページから 4 8 ページになります。</p>

事務局	申請地は〇〇地区です。 嵩上げをして、自然薯を作付し、畑として利用するための届出です。 報告第19号 については以上1件です。
議長	それでは4番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現場に立ち会って確認をしました。11月ぐらいから、土を搬入して工事をして来年の5月の作付けに間に合わせたいということです。地元の説明会も工事に入る前に再度行うようになっています。区長さん、生産組合長さんも現場をみて承諾をいただいております。
議長	報告第19号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。
〇番委員	事務局に伺いますが、形質変更の完了届については、1年だけ耕作すればそれで完了としていいのかな。 その後耕作されていない場合とかがあるみたいだけど。 1年のみで畑、その後放置でもいいのかな。
事務局	農地は農地として管理してくださいというのが農地法にありますので、かさ上げをして畑になったら、当然そこは農地法上畑として管理をしてくださいとなります。 法規制ではありませんが、3年3作をお願いしているところはあるみたいですが。 形質変更については、農地の状態になったところで完了届を出していただくようになります。形質変更をした後、何年間は転用できないなどの規制はありません。 形質変更の完了届を提出したら終わりではなく、あくまでも農地です。農地として管理する必要があります。 形質変更して畑にするといわれれば、農地として管理をしてくださいとなりますし、そうでないということであれば、転用申請の指導を行うこととなります。
〇番委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 <なし> 特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第10回農業委員会会議を閉会します。

議事録署名者

令和 年 月 日

議 長 ⑩

令和 年 月 日

3 番 ⑩

令和 年 月 日

1 1 番 ⑩